

旧「有料指定ごみ袋・大型ごみ指定シール」の使用期限の延長と買い取りを行います

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723

6月まで販売していた旧「有料指定ごみ袋・大型ごみ指定シール」については、使用期限を令和5年3月31日まで延長します。

また、旧「有料指定ごみ袋・大型ごみ指定シール」の買い取りも行います。

家庭などの使用状況に合わせて、使い切るか、買い取りか、いずれかの方法で新しいごみ袋等へ切り替えてください。

新しい「有料指定ごみ袋」へ切り替えるために

旧「有料指定ごみ袋」を使い切る

	旧ごみ袋の種類	使用方法		使用期限
		燃えるごみ用	燃えないごみ用	
家庭用	燃えるごみ袋	○	×	令和5年 3月31日まで (令和4年9月30日まで であった使用期限を延長)
	燃えないごみ袋(※)	○	○	
事業所用	燃えるごみ袋	○	×	
	燃えないごみ袋	×	○	

※旧「家庭用燃えないごみ袋」は、燃えるごみ用としても使用できます。
しっかりと分別し、決められた日・場所に出してください。

買い取ってもらう

●買い取り期間・受付時間

令和4年10月3日(月)～令和5年9月29日(金)

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分
ただし、令和4年12月29日～令和5年1月3日を除く

●買い取り単位・金額

旧「有料指定ごみ袋（家庭用・事業所用）・大型ごみ指定シール」を1枚単位で、販売価格により買い取ります(未使用のものに限る)。

新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、できる限り10枚単位での買い取りによる手続き時間の短縮に協力をお願いします。

●買い取り場所

大牟田市役所南別館 1階

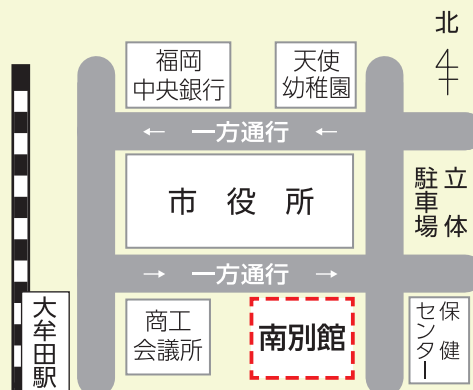
●代金の受け取り

【家庭用】…現金または口座振込み

5,000円以上の場合は、できる限り口座振込みの協力をお願いします。

【事業所用】…口座振込み

※口座振込みの場合、通帳を持参してください。



新しい「有料指定ごみ袋」に切り替えた皆さんへ

新しい「有料指定ごみ袋」は、燃えるごみ用、燃えないごみ用としてどちらにも使用できますが、両方のごみを一緒に入れることはできません。しっかりと分別し、決められた日・場所に出してください。

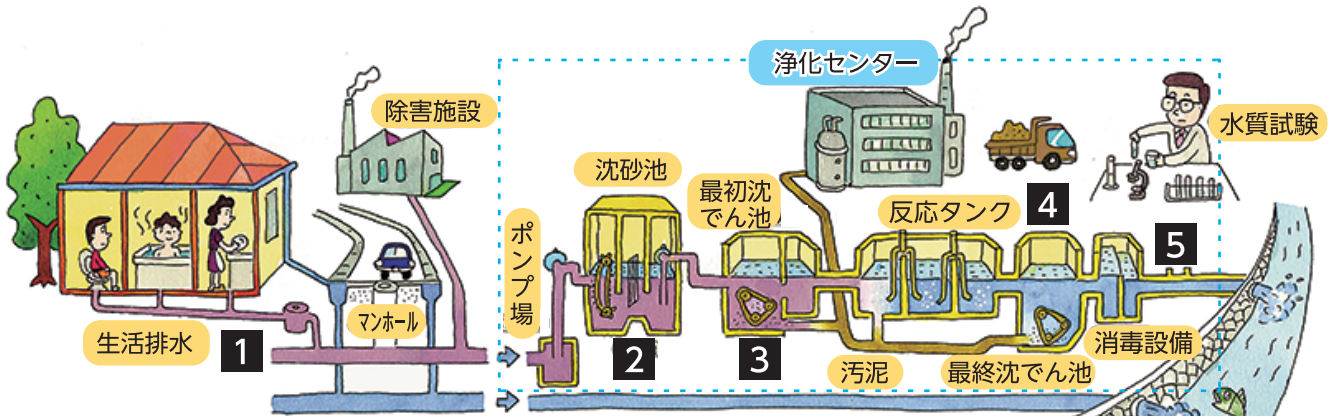


水洗化促進キャンペーン vol.7

川や海を守るには生活排水の処理が重要！

川や海には、自然の浄化作用がありますが、許容量を超える汚水（生活排水・産業排水）が、流入すると環境破壊が起こり、川や海に生息する生きものが棲めなくなり、人の生活にも影響を及ぼします。かつては、産業排水が川や海を汚す主な原因でしたが、工場などに対する規制が強化され、排水処理対策の進んだ現在では、家庭からの生活排水が水質悪化の大きな原因となっています。

公共下水道における汚水処理の流れ



汚水処理段階ごとの水の状態



1 下水道に接続した家庭の生活排水は、浄化センターへ。



2 沈砂池で大きなゴミや砂を沈でんさせ、取り除きます。



3 微生物を含む泥と 2 の上澄みを混ぜて、汚れを分解。



4 反応タンクから出た泥を、最終沈でん池で沈でんさせます。



5 泥を除去した上澄みが処理水となり、消毒をして放流します。

今月の水洗化相談会

公共下水道への接続や、合併処理浄化槽への切り替えについて、個別に相談を受け付けます。気軽に相談してください。

▶とき 10月23日(日) 10:15~13:45

▶ところ 駛馬地区公民館

浄化槽設置補助金
申請予定件数 **89件** (9月21日現在)

合併処理浄化槽
にかかる支援は
こちら→



下水道接続にか
かる支援はこ
ちら→



わたしたちにできること

美しい川や海を残すためには、生活排水を適切に処理することが不可欠です。

下水道処理区域内の家庭は、**公共下水道に接続**し、下水道処理区域外の家庭は、**合併処理浄化槽を設置**して、生活排水を処理しましょう。

■問合せ 企業局下水道課 ☎41-2844
環境業務課 ☎41-2720